

松戸市稔台市民センターの指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続きに関する条例（平成18年条例第24号）第5条第1項の規定に基づき、松戸市稔台市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地
松戸市稔台市民センター 松戸市稔台七丁目1番地の5
- 2 指定管理者となる団体
松戸市稔台七丁目1番地の5
稔台連合町会
会長 坂本 正喜
- 3 指定管理の期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）
- 4 選定理由
指定管理者候補者審査委員会における評価結果が良好であったため。
- 5 選定審査手順
 - ・ 申請書類受付
令和元年9月6日（金）
 - ・ 公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回：令和元年10月3日（木）
第2回：令和元年10月9日（水）
第3回：令和元年10月31日（木）
 - ・ 指定管理者候補者審査結果答申
令和元年10月31日（木）（審査委員会→市長）
 - ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和元年12月4日（水）

- 松戸市議会 12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和元年12月20日（金）
- 指定管理者の告示
令和2年1月6日（月）
- 指定管理者への指定の通知
令和2年1月6日（月）